

五霞町建設工事の指名競争入札における取り抜け方式要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、建設工事業者の過大受注による工事品質の低下防止及び受注機会の均等による建設工事業者の育成を目的として、五霞町が発注する建設工事の指名競争入札における取り抜け方式の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取り抜け方式 同一日に開札する指名競争入札において、同一業種かつ同一規模の建設工事が複数あるときに、落札者を決定する建設工事の順番（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の建設工事で落札者となった者の他の建設工事における入札を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 同一規模の建設工事 五霞町建設工事等入札参加者の資格及び審査会に関する規則（平成17年五霞町規則第12号）第15条第1項の表に規定する級の区分が同一である建設工事をいう。

(適用対象工事)

第3条 取り抜け方式による指名競争入札を行う適用対象の建設工事は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 同一日に開札を行う建設工事であること。
 - (2) 同一業種かつ同一規模の建設工事であること。
- 2 適用対象となる建設工事については、入札通知に明示し、入札参加者に周知するものとする。

(落札の決定順位)

第4条 落札決定順位は、五霞町契約規則（平成17年五霞町規則第10号）第38条において準用する第27条の規定による予定価格が高い順とし、五霞町建設工事等指名業者選定委員会規則（平成17年五霞町規則第13号）に規定する五霞町建設工事等指名業者選定委員会が定めるものとする。

(適用の例外)

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、落札決定順位が下位の建設工事において、取り抜け方式による指名競争入札を行うことにより競争性が確保できないおそれがあるとき、又は取り抜け方式による指名競争入札を行うことが適当でないと町長が認めるときは、取り抜け方式を採用しないことができるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、取り抜け方式の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。